

【重要】契約保証に係る公共工事履行保証証券等の提出方法について（工事）

一般社団法人日本損害保険協会において、電子証書等閲覧サービス「公共工事履行保証証券等における保証証券等確認システム（WEB プラットフォーム）」の運用を開始したことを受け、横浜市では、同システムを使用した公共工事履行保証証券等の提出を可能とする運用を開始し、電磁的方法による保証証書等の提出（以下、「電子保証」という。）の対象を拡大します。

対象案件

令和7年12月1日以降に電子契約により契約手続きを行う案件

変更内容

電子保証が可能な契約保証（紙契約により契約手続きを行う案件は対象外）

<変更前>

- ・保証事業会社による契約保証

<変更後>

- ・保証事業会社による契約保証
- ・履行保証保険、公共工事履行保証証券（履行ボンド）
※保証証券等確認システムにより提出可能な保証契約のみ

提出方法

以下の書類を、PDF 形式で電子契約システムにアップロードしてください。

- ・保証事業会社による契約保証

電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ ※従前どおり

- ・履行保証保険、公共工事履行保証証券（履行ボンド）

「閲覧用 URL」「工事名」「受注者名」を追記した発注者提出用フォーマット※

※発注者提出用フォーマットは、保証契約の取扱代理店又は損害保険会社から提供されます。

【ご注意ください】

保証証券等確認システムは、横浜市が提供するサービスではありません。保証証書等確認システムについての詳細は、保証契約の取扱代理店又は損害保険会社にお問い合わせください。

【お問合せ先】

電子契約システムの操作方法について

電子入札ヘルプデスク

TEL：045-662-7992